平成２６年（フ）第６０１号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　65棟403号
債務者　間崎　　正
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美３丁目６番17号　ポロネーズ101号
債務者　溝口　秀男
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０８号
福岡市博多区板付３丁目17番1743号
債務者　小笹　信紘
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１４号
福岡市西区周船寺２丁目16番１―102号
債務者　三苫眞智子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１８号
福岡市博多区比恵町４番15―1005号
債務者　大坪みな子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１９号
福岡市早良区城西１丁目８番27―301号
債務者　谷崎　修平
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２４号
福岡市東区唐原５丁目１番56―307号
債務者　立山　和美
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２８号
福岡市中央区今泉２丁目３番41―710号
債務者　吉川　彰子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２９号
福岡市南区大楠２丁目10番17号
債務者　橋本　志穂
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３０号
福岡市博多区冷泉町１番20―201号
債務者　林田　成弘
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３７号
福岡県春日市須玖北７丁目12番地　クリーンハイツ210号
債務者　田中早百合
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４４号
福岡市中央区桜坂２丁目３番20号
債務者　西　　裕二
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８号
大分県別府市大字鶴見2021番地　県営扇山住宅１Ａ―７―123号
債務者　荒井　　操
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０号
大分県由布市挾間町医大ヶ丘３丁目30番地５
債務者　髙木　宏典
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
大分県由布市挾間町医大ヶ丘３丁目30番地５
債務者　髙木志緒里
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
大分県別府市石垣西２丁目３番44号
債務者　掛川美津留
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
宮崎県串間市大字西方6609番地４、住民票上の住所宮崎県串間市大字西方5523番地
債務者　髙野　弘子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目３番５号　晴海ビル307号
債務者　外園　賀浩
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係